

平成19年第1回由利本荘市議会定例会(3月)会議録

平成19年3月8日(木曜日)

議事日程第3号

平成19年3月8日(木曜日)午前10時開議

第1. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

発言者 4番 小杉良一 議員
5番 田中昭子 議員
21番 佐藤讓司 議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 提出議案・請願・陳情委員会付託(付託表は別紙のとおり)

第4. 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員(28人)

| | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1番 今野英元 | 2番 今野晃治 | 3番 佐々木勝二 |
| 4番 小杉良一 | 5番 田中昭子 | 6番 佐藤竹夫 |
| 7番 高橋和子 | 8番 渡部功 | 9番 佐々木慶治 |
| 10番 長沼久利 | 11番 大関嘉一 | 12番 本間明 |
| 14番 高橋信雄 | 15番 村上文男 | 16番 佐藤賢一 |
| 17番 伊藤順男 | 18番 鈴木和夫 | 19番 齋藤作圓 |
| 20番 佐藤勇 | 21番 佐藤讓司 | 22番 小松義嗣 |
| 23番 佐藤俊和 | 25番 土田与七郎 | 26番 村上亨 |
| 27番 三浦秀雄 | 28番 齋藤栄一 | 29番 佐藤實 |
| 30番 井島市太郎 | | |

欠席議員(1人)

13番 石川久

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長 | 柳田弘助 | 役 | 鷹照賢隆 |
| 助役 | 村上隆司 | 教育長 | 佐々田亨三 |
| 企業管理者 | 佐々木秀綱 | 総務部長 | 佐々木永吉 |
| 企画調整部長 | 渡部聖一 | 市民環境部長 | 松山祖隆 |
| 福祉保健部長 | 豊島一郎 | 農林水産部長 | 小松秀穂 |
| 商工観光部長 | 藤原秀一 | 建設部長 | 猿田正好 |

| | | | |
|------------------|-------|---------------------|-------|
| 行政改革推進 本部事務局長 | 佐々木 均 | 教育次長 | 中村 晴二 |
| 消防長 | 福岡 憲一 | 総務部次長 兼総務課長兼職員課長 | 中嶋 豪 |
| 総務部次長 兼財政課長 | 小松 浩 | 企画調整課長 | 大庭 司 |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 熊谷 正次 | 書記 | 石川 隆夫 |
| 書記 | 鎌田 直人 | 書記 | 遠藤 正人 |
| 書記 | 阿部 徹 | | |

午前10時07分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

13番石川久君より欠席の届け出があります。

出席議員は28名であります。出席議員は定数に達しております。

議事に入る前に、市長から発言の申し出がありますので、これを許します。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 昨日の今野英元議員の再質問に対する答弁に関して訂正させていただきたいと存じます。

「本庁舎移転に関して、文化会館のある場所に本庁舎を移転するという図面があるが」と言われ、「この図面です」と申されましたが、遠くて見えなかったことから「わからない」と申し上げたもので、「知らない」と申し上げたものではございませんので、訂正させていただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） それでは、本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

4番小杉良一君の発言を許します。4番小杉良一君。

【4番（小杉良一君）登壇】

4番（小杉良一君） 私からは、2月27日に通告いたしております大綱3点について質問いたします。

平成19年度施政方針の中から1点目、「健やかさとやさしさあふれる健康福祉のまちづくり」についてお尋ねいたします。

初めに、中項目（1）少子化対策についてですが、先月21日に厚生労働省の人口動態統計の速報値が発表され、出生率が大幅に回復したと報じています。このことについては、昨日の村上亨議員の質問にもございましたので具体的な数字は割愛させていただきます。

厚生労働省は、この結果が景気回復に伴い雇用が安定したことが結婚や出産の増加に

つながったと見ているようですが、私には一番の要因は、皇室の慶事、つまり悠仁親王の誕生にあやかりたいという素朴な国民心理が具体的に数字にあらわれた一時的現象と思いますし、依然として深刻な状況には変わりないと受けとめています。

一方、由利本荘市の出生数の動向は、平成11年の783人から平成15年658人に、5年間で実に16%も減少しています。

私は、昨年7月に栃木県の鹿沼市を少子化対策の先進地として視察させていただきました。ちょうど愛知県豊川市の市議会と合同の研修をさせていただき、大変なお世話になってまいりました。

鹿沼市は昨年4月1日施行の「鹿沼市子育てにやさしいまちづくり推進条例」を制定し、出産・子育てにやさしいまちとして多くの市民の家族や子育てを大切にしたいという願いを実現し、住んでみたいまちとして健康で心豊かな多くの人が集い、そして元気な子供たちの声がたくさん聞こえるまちを創造しようとして第3子対策事業に力を入れておりました。

対策の中には、由利本荘市のような出産祝い金といった、むしろ本市の方がすぐれている面もありますが、住まいに対する支援などは参考にすべきと思ってまいりました。それは、新婚家庭の家賃の一部補助、住みかえした場合の一部補助、住宅取得を計画したら家賃の一部補助、第3子のいる世帯は市営住宅の入居の際に優先枠、鹿沼市に移り住む人の住宅取得を支援するなど、きめ細かな対応をとっておりました。その中で、市営住宅に子育て世帯の優先枠を確保することは新潟市なども取り組んでいる事業で、安心して子育てを行える環境整備につながり、一般の市営住宅よりも抽選倍率が低くなり入居しやすくなります。ぜひ由利本荘市としても取り組んでみる必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

次に、子育て支援企業の優遇策についてお尋ねいたします。

兵庫県では、子育てと仕事の両立に取り組む企業を子育て応援企業として支援する協定制度を始め、今後5カ年間で160件の協定締結を目標に掲げています。内容として、託児所を設けたり独自の育児休暇をつくるなどの職場環境を整える、出産・育児などで離職した女性の再雇用を支援する、若者の職業的自立の支援をする、出会いサポートセンターへの登録など独身男女の出会いの場づくりなどに取り組む企業と協定を結び、その企業に対しホームページや広報誌で紹介する、公共事業の指名入札で企業の評価点を加算するなどの支援や、企業は商品パッケージや広告などに県との協定締結を打ち出すことができるといった特権があります。

また、福島県では、県商業まちづくり条例に基づき、大規模小売商業施設の事業者に地域貢献活動として複数の子育て支援策の実施を求めています。例えば母親が働きやすいフレックスタイム制や就業時間の繰り上げ、繰り下げといった短時間勤務制度の導入、地域社会にも開放する従業員用託児所の設置、男性社員の育児休業の取得の促進、結婚や出産で退職した女性の再雇用などを、売り場面積6,000平方メートル以上の大型小売施設約60施設に該当させ、県に対し地域貢献活動の計画を提出し、計画は1年ごとの更新が義務づけられて、県はその計画と実施状況を公開するとしています。

また、東京都や北海道帯広市などは、商工中金などと連携し、従業員の子育てに熱心な企業向けに金利を優遇する支援制度を設けています。さらに、従業員が出産後3カ月

以上の育児休業を取り、その後、職場復帰して1カ月以上働いた場合には1人につき15万円を企業に支給するという優遇策もとっています。

何よりも少子化対策には、企業・事業所の理解と協力・支援なしには成果を上げるのは難しいと思いますし、それだけに子育て支援企業に対して由利本荘市としても優遇策などでこたえていく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

次に、フリーター・ニート対策について。

孟子は「恒産なき者は恒心なし」と教えています。一定の職業・財産など生活の手段を持たない者は心がぐらつきやすく、いつも変わらない正しい心というものがない、精神の安定がないという意味ですが、現在、国内には260万人とも言われるフリーターや85万人とも言われるニートの存在が深刻な社会問題となっております。

政府は、少子化対策会議で3歳未満の乳幼児への児童手当の加算など成長に合わせた子育て支援策とあわせて、就職氷河期にフリーターとなった若者の正社員化や長時間労働の是正を進める「働き方の改革」を柱に掲げ、2007年度から実施を目指しています。

また、非正規社員と正社員の格差の問題がマスコミでも大きくクローズアップし、その是正がようやく議論に取り上げられるようになり、企業側の対応にも注目しているところです。

今、まさに年老いた両親が中年ニートを養う社会が現実のものとなってきています。どんな仕事であってもまずは下働きをし、トレーニングを重ね、少しずつ仕事を任せられて働きがいや喜びを知るはずなのに、新卒採用者のおよそ3割ほどが1年以内、職業訓練の途中で会社をやめてしまうと言われていています。努力や鍛錬によって能力が開花するかもしれない子供を、子供の自由や個性、自主性、権利ばかり尊重し、放置して、社会適応能力がないことまで個性として許容する風潮、特に親がニートを容認している傾向は、それこそ大人が「やりたいことがわからない」と子供に言わせているのと同じだと思います。教育や家庭での親離れ、子離れの問題が根底にあると思いますが、同時に佐賀県武雄市のように、インターンシップ制度で市役所や関係機関での業務を体験してもらい、就業への意欲を高めるねらいで個人情報扱う部署以外に受け入れているケースもあります。

(2) 自殺対策について。

日本は1998年以降9年連続で年3万人以上が自殺しており、世界的に見ても自殺率が高い国と言われていています。また、その中でも秋田県は11年連続ワースト記録という不名誉な、そして残念な結果となっております。警察庁は、原因を健康問題、経済、生活問題、家庭問題などと分析していますが、厚生労働省の有識者懇談会による「自殺予防に向けての提言」では、自殺未遂者の75%にうつ病を中心とする精神疾患が見られたとの国内研究を引用し、自殺とうつ病は強い関連が示唆されるとしています。フィンランドやオーストラリアなどは、うつ対策を国を挙げての自殺予防策の中に位置づけていると言われていています。

高齢者うつ対策について。

昨年6月に成立した自殺対策基本法で、全国の自治体は自殺対策の策定・実施が義務づけられております。宮城県仙台市では、住民検診などの活用で本格的な高齢者うつ対

策を19年度から始めることにしたということです。これまで2002年から鶴ヶ谷団地をモデルとして、同地区の自殺率が47にも上っていたものが2004年、3年間で12と4分の1に下がる実績を上げています。

対策の柱は、うつ早期発見、訪問・相談などによる支援、普及啓発という内容で、早期発見のため市の住民検診受診者のうち65歳以上の人と地域包括支援センターへの相談者を対象に、抑うつ傾向などを調べる質問票で1次チェックをする。うつの疑いがあると判断された人を看護師が自宅を訪ね2次チェックをする。うつ症状が見られた人については、精神科医と市の担当者、訪問看護師らが支援策を検討する。精神科受診の助言を求めるように指導する。月1回の看護師による訪問をする。月1回の専門医による相談などのきめの細かい対応をとっています。うつは風邪と同じようにだれもがかかる可能性のある病気であり、精神科にかかるということ自体に対する偏見を払拭し、オープンにカウンセリングを受けられるような体制づくりが急務と思うのですが、いかがでしょうか。

多重債務者救済について。

現在、国内には200万人以上とされる多重債務者の存在があり、その相談に応じ切れていないと言われています。窓口として弁護士や司法書士が既に年に40万件～50万件、自治体の消費生活相談窓口が約6万件を対応し、そのほかに消費者金融・カード会社・銀行が出資する日本クレジットカウンセリング協会が弁護士と消費生活アドバイザーをペアとした無料相談を年1,400件程度受け付けていますが、全体の3分の1にも満たないことから、政府は2007年中にも全国に約1,800ある市町村に多重債務者の相談窓口を設け、税金や公共料金の滞納と一体的に多重債務者問題に取り組むのが実態把握しやすいとみて、金融庁と総務省などが体制整備を進めているということです。また、カウンセリング協会に対し、現在3カ所しかない相談窓口を全国8カ所に拡充するよう要請しています。

自治体の相談窓口の充実のモデルケースとして、鹿児島県奄美市や滋賀県野洲市の取り組みが全国的に知られていますが、東京都のように豊富な財政力から多重債務者に200万円まで貸し付ける融資制度を19年度に創設し、都社会福祉協議会にそのための原資20億円を出資して基金とする全国初の取り組みの例などもあります。

(3) 孤独死対策について。

施政方針では孤独死については触れられていませんが、この問題はここ数年、ひとり暮らしの高齢者が自宅でだれにもみとられることもなく死亡するという痛ましい事例が多発し、そうしているにもかかわらず国はその実態すら把握しておりませんでした。

例えば都市再生機構の賃貸住宅で1人で亡くなった人の数は1999年度の207人から2004年度は倍の409人にふえており、東京都内では23人から101人と4倍にふえています。そこで東京都杉並区や新宿区では、孤独死対策連絡会議を立ち上げて組織の縦割りを排し全庁的に取り組んでいる例があります。配食サービスへの応答がない、ごみが出されていないなどの異変情報を集約し、状況を判断する事務局を置き、全庁的に対応できる仕組みづくりをしています。また、将来的にはガス・電気・水道の検針員、新聞配達、郵便局、クリーニング店などとの連携も検討しています。

また、地域ぐるみの見守り事業として、民生委員会や社会福祉協議会、町内会や集合

住宅の組合、老人クラブなどのネットワークを強化し、情報を共有する体制づくりが必要です。

また、CATV網の多面利用の視点から見ると、日常生活の中でIP電話は安否確認のツールとして有効だと思います。個人情報保護がネックとなる傾向にありますが、命を守ることを最優先とした踏み込んだ孤独死対策が求められていると思うのですが、いかがでしょうか。

大綱2点目、「豊かな心と文化を育むまちづくり」について。

由利本荘市では、平成19年度から一気に本荘南中、矢島中、西目小の建設工事に着手し、平成21年4月の開校に向けて教育環境整備に取り組む積極的な姿勢に対して高く評価するものです。大事なのは、米百俵を千俵にも万俵にもするために立派な校舎の中で立派な教育が行われるかどうかです。

そこで(1)の学力低下についてですが、2004年暮れにOECD(経済協力開発機構)は第2回の国際学力比較調査結果を発表し、日本は読解リテラシーが8位から14位に、数学リテラシーが1位から6位に低下し、新聞各紙は「日本の学力がトップから転落した」と報じました。慌てた当時の中山文部科学相は「授業時間をふやす」「競争を強化する」と述べ、学習指導要領の見直しを表明したのです。

もともと1980年代初めに校内暴力が多発したときに、その原因を詰め込み教育や受験戦争にあるとして、知識を詰め込むような教育ではなくて子供が学んで楽しい学校にしなければならないと言われ、それを基調として昭和50年代の学校指導要領の改訂から平成14年に至るまで段階的に既に学習量は3割減らされていました。そして平成14年4月、新学習指導要領が施行され、さらに3割減らしたため、3割減らすと0.7、0.7掛ける0.7は0.49となります。つまり昭和50年代からすると約半分しか学ばなくなったのです。その結果、ゆとり教育は経済力による教育格差や私立や学習塾がたくさんある都会とそれが無い地方との教育の地域間格差も生じるようになっていきます。ゆとりと充実というかけ声倒れでゆとりが緩みになり、そして学習塾や私立学校のための支出が親にとっては苦しみになっているというのが実態だと思います。そして公立校の教師の指導力不足が2005年に前年よりは60人減ったとはいえ、全国で計506人だったことが文部科学省の調査でわかっています。

全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストについて。

この4月に約40年ぶりに再開されることになった学力テストについては、国が公表するのは都道府県単位にとどめるとしています。しかし、市町村や学校がみずから公表することについては序列化や過度な競争をあおらない工夫を求めるとした上で、それぞれの判断にゆだねるとしています。

テストは小学校6年生、中学校3年生を対象に国語と算数・数学の2教科で実施し、学習の習慣と学力の関係や学習意欲などの調査も行うとのことですが、教育長として全国学力調査の結果をどのように活用するつもりか、また、公表についての考え方をお伺いいたします。

小学校5・6年の教科担任制について。

文部科学省の平成16年の調査によると、全国で小学校6年生で教科担任制を導入しているのは国語で4.9%、算数で3.5%だけとなっています。一長一短があると思うのです

が、まず定員の問題が最大のネックとなっているようです。現行の学級担任制は担任教師がホームルームも含めて原則として全教科を指導するため、児童の興味や関心などをトータルに把握し、学習や生活の指導に当たることができる利点があると言われていますが、教科担任制をとっている中学校とのギャップを埋め、専門の教師を配置し、学力向上と多様化する教育ニーズに的確に対応し、学級崩壊の防止などに役立てるねらいもあります。

群馬県の前橋市では、19年度教科担任制導入を目指して国語、社会、算数、理科の4教科にこれまで試験的に行ってきた結果、反応は「先生がかわると授業が違っておもしろい」と混乱もなく反応がよかったということですが、今後の由利本荘市の取り組みの可能性についてお伺いいたします。

分かる授業、独自教材、教員OBらの活用について。

神戸市教育委員会は、2010年度までに授業がわかる生徒児童の割合を小学校で9割、中学校で8割までアップさせることを目標に、独自の教材開発やOBによる若手教員支援など「分かる授業」の推進に取り組んでいます。子供たちが読解を苦手とする傾向があり、弱点を補強し学力定着につなげるねらいから、教材開発では教科横断的内容の副読本や算数・国語・数学でも繰り返し復習できる教材づくり、また、教員OBを小中学校に派遣し、採用二、三年目の若手教員を二月に1回マンツーマンで指導。また、教員有志のための神戸教師塾を土曜日に開講し、生徒指導や授業づくりについて研究する。このほかベテラン教師の授業の指導案を集めた授業づくり支援室を設け、若手教員が授業を組み立てる際に活用し、教員志望の大学生が授業を手伝うスクールサポーター制度を中学校にも拡大配置するという取り組みをしています。由利本荘市として、分かる授業への取り組み、考え方を伺います。

(2) 教育内容の改革について。

政府の教育再生会議の第一次報告では、ゆとり教育を見直し、学力を向上する。学校を再生し、安心して学べる規律ある教室にする。すべての子供に規範を教え、社会人としての基本を徹底する。あらゆる手だてを総動員し、魅力的で尊敬できる先生を育てる。保護者や地域の信頼に真にこたえる学校にする。教育委員会のあり方そのものを抜本的に問い直す。社会総がかりで子供の教育に当たるなどが提言されていますが、その中でゆとり教育の転換、教員免許の国家試験化、学校週5日制の見直し、教員免許更新制導入、授業時間数10%増、出席停止制度の活用、体罰の範囲に関する見直し、外部評価制度導入、学校選択制、教育バウチャー制度、児童生徒の卒業認定の厳格化といった内容に対する教育長の見解をお尋ねいたします。

大綱3点目、「行政改革による健全なまちづくり」について。

その中で、指定管理者制度に外部評価委員会をとということについては、集中改革プランの中で事務事業の再編、整理等を行う際のスキームの(3)に外部の意見を取り入れる仕組みの導入の有無、その概要として、平成19年度より外部の評価を加えるため住民代表や有識者による第三者機関を設置し、その意見を反映させるとうたっています。

また、既存法人の見直しとして第三セクターの統廃合、整理等見直しを19年度に検討する計画です。

指定管理者制度の施設は168カ所もあるわけですが、集会施設などを除いたとしても

第三者評価を単年度にすべて実施することは現実的に無理があると思います。何よりも弁護士や公認会計士、大学教授といった学識経験者によるハイレベルな評価基準の設定や評価結果の活用法などについて検討し、第三者の民間の視点による客観的な評価でよりよい施設運営とサービスを行うよう、市に対して助言することが求められると思います。それも行政や指定管理者の双方から完全に独立した立場で評価することが重要で、それによってこそ客観的な評価結果を指定管理者の業務改善などに活用できると思うものですが、外部評価に対する考え方を伺います。

以上、質問いたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 小杉議員のご質問にお答えします。

初めに、1の「健やかさとやさしさあふれる健康福祉のまちづくり」について、（1）の少子化対策、住まいに対する支援についてであります。少子化対策における経済的支援については、保育料の負担軽減を初め乳幼児医療費の助成拡大、子育て支援金、乳児養育支援金の支給など幅広く実施しているところであります。特に、市独自の制度である子育て支援金と市と県が2分の1ずつ負担する乳児養育支援金は、現金給付という性格上、子育て世帯の住まいに対する支援にも大きく貢献しているものと考えられ、当面は現行の支援制度で対応してまいりたいと存じます。

また、住まいに対する支援には住宅の供給という面もありますが、子育てを担う若い世代も入居できる良質で経済的な公営住宅の整備を今後とも推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、の子育て支援企業の優遇策についてお答えします。

子育て支援企業に対する優遇策としては、厚生労働省が21世紀職業財団に委託して実施している子育て支援助成金などの助成制度のほか、優良企業表彰、入札の優遇制度などがあります。

秋田県でも男性の育児休業促進事業や男女共同参画の取り組みが進む企業のPR事業などが実施されてはいますが、市単独でこのような制度は実効性からも難しい面があり、企業に対して国・県の制度の積極的活用を図るよう情報の提供に努めてまいりたいと存じます。

なお、子育て支援に向けた企業の次世代育成支援行動計画について、本市においては策定が義務化された従業員301人以上の企業6社、努力義務の300人以下の企業5社が計画を策定しており、今後の企業の取り組みの成果に期待するとともに、計画が策定されていない企業に対しては県と連携して策定を働きかけてまいります。

次に、のフリーター・ニート対策についてお答えします。

全国的な景気拡大基調の中、雇用状況も改善しており、当地域においても製造業を中心に求人数が増加するなど雇用環境は改善傾向にあります。

また、今月2日に総務省が発表した2006年の労働力調査によると、フリーターは前年を14万人下回る187万人、ニートも2万人減少の62万人となっております。フリーターが200万人を下回ったのは2002年に通年調査を始めて以来初めてであり、景気回復によりフリーターと新卒者が正社員になる常用雇用化が進んでいるものとみられます。

しかしながら、フリーターやニートは若者自身の問題にとどまらず、将来の社会構造や産業経済への深刻な影響が懸念されており、また、フリーターは経済的基盤が安定していないことから既婚率が低く、少子化の一因とも言われております。このため、国では厚生労働省を中心にフリーターなどの常用雇用化プランに取り組んでおり、働く意欲や自信向上のための専門サービス窓口設置や実践的な能力開発の実施、ハローワークによるフリーター常用就職支援事業などを行っております。

市では、高卒者の離職率が高いことから、フリーターやニート対策にもつなげる事業として高校生の就職希望者を対象に就職サポートセミナーを実施しながら、就職のミスマッチ防止や職業意識の啓発に努めているところであります。

職業観に対する意識が変わってきている時代背景もありますが、フリーターやニートの対策に向けては新卒者の採用後の定着率向上と雇用の場の創出が重要であり、今後ともハローワークなど関係機関と連携を図りながら対策に当たってまいります。

次に、(2)の自殺対策について、の高齢者うつ対策についてお答えします。

自殺は全国的にも増加傾向にあり、国では自殺対策を総合的に推進して自殺の防止を図ることを目的に、昨年10月、自殺対策基本法を施行したところであります。

中でも秋田県の自殺率は平成7年以降連続全国1位であり、年代別に見ると50代、60代が多く、原因別では健康や経済・生活問題が多くなっておりますが、その背景にはさまざまな社会的な要因があることから、県では自殺予防対策として関係機関・団体からなる心のセーフティーネット「ふきのとうホットライン」を構築しております。

本市におきましても本荘由利地域の心の健康づくり・自殺予防ネットワークのもとに、自殺予防に関連する各種相談窓口を設置しているほか、うつについても講演会や健康教室を開催し、正しい知識の普及に努めてまいりました。また、精神科医による相談体制につきましては、由利本荘保健所で毎月2回、無料の精神保健福祉相談を実施しております。

うつ病はだれでもかかる可能性のある病気であり、特に高齢者に多く、自殺予防の観点から早期のうつ対策が重要であると認識しており、その対策としましては、今年度より介護保険制度の改正に伴い、基本健康診査で65歳以上の方を対象に基本チェックリストを用いてうつ状態にある人を把握し、該当者には保健師が訪問し、閉じこもりやうつ予防のための各種健康教室への参加を勧めたり、相談機関を紹介するなど心の健康づくりに努めているところであります。

また、鳥海地域では、平成18年度から3年間、県の心の健康づくり・自殺予防対策モデル普及啓発推進事業の指定を受け自殺率の減少に向けて事業を進めておりますが、これとあわせて全市的な心の健康づくりに取り組むとともに地域特性に応じた自殺予防対策を講じてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、の多重債務者救済についてお答えします。

市民の方から寄せられる相談件数は年間約800件ほどであり、このうち多重債務に関する相談は約150件ほどであります。

市では、市民相談員や消費生活相談員、職員が相談に応じておりますが、相談内容によっては弁護士を介して返済方法や金利などの見直し、執拗な督促への対応の仕方の指導を受けることが可能であり、相談者の負担が軽減されるよう取り組んでおります。

また、定期的な弁護士による無料法律相談所の開設や秋田弁護士会の本荘由利法律相談センターの紹介、弁護士費用の支払い困難な方のために法律扶助制度の紹介のほか、市の福祉及び税務担当者とも連携を図り、多重債務者の救済対策に努めているところであります。

市民が安心して社会生活を送るため、多重債務に陥らないような広報活動を一層推進するとともに、他の自治体で実施しております取り組みを参考にしながら救済対策を検討してまいります。

次に、(3)の孤独死対策についての 孤独死対策チームの設置についてお答えします。

市では、今年度設置した高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターが市内各地域に配置している在宅介護支援センターの協力を得ながら、ひとり暮らし高齢者の自宅を訪問し、その実態の把握に努めております。その結果、検討が必要な場合は市の介護、福祉、保健の担当者はもとより、民間の医療、介護の担当者などを構成員とする地域ケア会議を定期的開催し、事例の検討をしながら適切な対応に努めておりますので、ご理解願います。

次に、地域ぐるみの見守り事業についてお答えします。

市では、在宅のひとり暮らし高齢者約2,400名の方々に住み慣れた地域で引き続き生活していただけるよう見守りを支援する施策として、急病や災害時に対する緊急通報装置の貸与、弁当配達の支援を活用した安否確認、民生委員による見守り活動、老人クラブによる友愛訪問活動などが行われております。

今後は、地域のコミュニティー意識が希薄となることも懸念されますので、地域包括支援センターを中心に高齢者一人一人のネットワークを構築して、見守り支援を強化してまいりたいと存じます。

次に、2番の豊かな心と文化のまちづくりについて、(1)の学力低下について、(2)の教育内容の改革については、教育長からお答えいたします。

3の、大項目3であります、「行政改革による健全なまちづくり」についての指定管理者制度に外部評価委員会をにお答えします。

指定管理者制度を導入した施設がサービスの向上に努めているか、経費の削減に努力しているかなど、指定管理者制度の導入効果が見込まれているかについて常に検証する必要があります。そのために利用者の意見を聞いたり、決算の状況報告を求めているところでございますが、その評価を内部だけで行うのではなく外部評価を行うようにとのご提言でございますが、市では集中改革プランでもお示ししておりますように来年度以降、行政評価を行うに当たり外部評価委員による評価を検討しております。その中には指定管理者制導入施設も対象に考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長(井島市太郎君) 佐々田教育長。

【教育長(佐々田亨三君)登壇】

教育長(佐々田亨三君) 小杉議員の教育委員会関係についてお答えいたします。

2の「豊かな心と文化を育むまちづくり」について、(1)学力低下について、の全国学力・学習状況調査について、小5・6年生の教科担任制について、3の分かる

授業、独自教材、教員OBの活用についてお答えいたします。

初めに、全国学力・学習状況調査についてですが、本調査は来る4月24日に実施され、その調査結果につきましては都道府県、市町村、学校ごとに通知されます。

国では、個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないとしておりますが、市町村における結果の公表に当たっては各市町村の判断にゆだねられており、本市としましては保護者や地域の方々に調査の状況や結果をご理解いただくためにも、他県や他の自治体の動向を参考にしながら公表の方向性を見出してまいりたいと考えております。

なお、本調査では基礎的・基本的な内容や活用に関すること、学習意欲や学習方法、学習環境・教育条件整備の実態が明らかになるようでございます。その調査結果を分析して本市の傾向を把握し、結果の活用については市の学力対策委員会や教育研究所などの連携を通して確かな学力の定着のための改善策を講じ、さらには各校の指導法の改善に向けて徹底した取り組みをしてまいりたいと存じます。

次に、小5・6年生の教科担任制についてであります。本来、小学校は学級担任を中心とする学習指導が展開されるのが基本であります。児童の発達段階に応じて教科の特性や系統性、教師の専門性を生かした、より質の高い授業を展開したりすることが確かな学力の定着に結びつくとも考えられ、教科担任制の導入が試みられております。また、教科ごとに先生がかわる中学校の授業へのスムーズな引き継ぎによる、いわゆる中1ギャップの解消や不登校の対策など、小中連携の立場からも考慮する余地があるものと考えております。

本市では、各小学校で音楽や図画工作、家庭科などの教科を交換し工夫して指導に当たっている例もあり、そのほか算数・数学の教育専門監を配置して教科担任制を試行している学校も数校ございますので、その拡大に努め、なお継続して研究してまいりたいと思います。

また、3、分かる授業、独自教材、教員OBの活用についてですが、わかる授業づくりのためには子供の実態に基づいた学習課題の提示や子供一人一人に応じた指導、指導と評価と支援の一体化を心がけ、基礎・基本の定着に努めているところでございます。

なお、独自教材についてでございますが、地域やふるさとのよさを感じ取ってもらうために市で作成しております小学校社会科副読本を活用したり、教師みずから心の醸成を目指し、子供が感動を抱くような道徳資料を作成し、興味を持って取り組めるように活用したりしております。

教員OBの活用につきましては、退職されました先生方のボランティアを中心に各校の要請に応じてチームティーチングや実際の授業提示、校内研修会等での指導助言者としてご協力していただき、人材の育成も兼ねて校内研修の活性化に貢献していただいております。

次に、(2)教育内容の改革についてお答えいたします。

平成19年1月24日に出されました教育再生会議の第一次報告では、7つの提言と4つの緊急対応が盛り込まれました。

この提言は、教育内容の改革、教員の質の向上、教育システムの改革、社会総がかりでの全国的な参画等に大別され、具体的に取り組む内容が明示されております。

また、4つの緊急提言の内容は、いじめ問題対応、教員免許更新制導入、教育委員会

制度の抜本改革、学習指導要領の改訂及び学校の責任体制の確立であり、緊急の対応を国に求めているものであります。

この緊急対応については、いじめ問題対応のように既に文部科学省からの通知等で具現化されたものもあれば、平成19年度通常国会への法案提出を目指し、細部についてさらに検討途中のものもございます。

また、提言については中央教育審議会においても、その内容についてどのように答申に反映されるか、検討を加えられている状況にあります。

このような動向の中、本市においては、教員の指導力の向上に直結する教員研修の充実を図るなど、教育に対する社会の要請に適切にこたえることができるように国や県の動向を把握するとともに、地域や学校の意見を十分に勘案しながら今後の施策に反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 4番小杉良一君、再質問はありますか。4番小杉良一君。

4番（小杉良一君） 再質問させていただきます。

住まいに対する支援について、公営住宅の整備という方向でという答弁でしたけれども、今現在ある市営住宅についても市政だよりを通じてたびたび公募がかかるわけですが、新たにつくったものについても全部一般のくじによりますというか、みんなが同じ権利でもって抽選で決まるというのが実態です。それを子育て家庭について特別枠を設けて抽選で合格というか、それに入る枠が緩やかになるような施策という考え、それを取り組むことによって簡単にこう優遇策につながることで、ぜひそういう優先枠を設けてほしいというふうに思うわけなんですけれども、その点に対する考え方を再度お尋ねいたします。

あと、高齢者うつ対策については大変よくやられています。

それと少子化対策についても、とにかく東北で由利本荘市が一番の行政サービスを行っているというふうな、そういう新聞紙上において発表されたこともありますけれども、私もこの質問をするためにいろいろ調べた結果、やっぱりよく由利本荘市はこまめな住民に対するサービスを非常によくやられているというのを改めて実感したというのが今回の背景にありました。

そこで高齢者うつですけれども、やっぱりその本人にとっても家族にとってもこれは非常に深刻な問題です。なかなか家庭の中に閉じこもってしまって周りに相談かけられないで苦しんでいるというふうな、そういう傾向があるようです。今、そういう市長の答弁にもあったように、だれもがかかる風邪と同じような、それこそアメリカでは大統領でさえも常に精神科のカウンセラーをそばにおいて毎日のようにカウンセリングを受けているというのが、諸外国ではそれが当たり前のことですが、日本ではなかなか偏見があるというようなことですか、そこにオープンにそういう形に入っていけないという面があります。それで、ただ保健所が月2回やっているから、それに行ってくださいではなしに、市の方から各家庭に入っていってサポートしていけるような、そういうサービスに一步前進してほしいものだというふうに思いますので、その点に対する考え方を改めてお尋ねいたします。

あと、自殺やら孤独死について調べている間に、この地域では孤独死は一昨年1件

あただけだというふうな話も途中でちょっと聞いたわけでしたけれども、ところが実態は警察署の方に行くと、変死扱いといいますか原因不明ということで統計に上ってこない数というのが実態になっているんです。その結果、国でもその実態を把握してないということが背景にあるようです。人間、この世に生を受けて晩年我が人生悔いなしという、そういう生き方をしたいものだとかだれしもが自分の幸福観として持っているはずですが、その晩年に自殺や孤独死をする、こんな悲しいことはないと思います。そういう人生の幸福感を由利本荘市民が等しく享受できるように、市長も市民の生命と安心・安全をつかさどる大事な立場の人です。ぜひともそういう面においては、さらに踏み込んだ考え方で取り組んでいただきたいと思いますので、その孤独死対策に対する改めて考え方をお尋ねします。

先ほどのお答えの中に緊急通報装置の話もありましたけれども、緊急通報装置の場合は持病を抱えている、例えば心疾患の人なんかに対して装置されるもので、一般の人たちにすべてこれを配置するというのは現実的に無理があります。私は今、有線テレビ網の中でIP電話というものが由利本荘市内全域に張りめぐらされることです。そのIP電話を各家庭が設置することによって、お互いに安否確認のためにボランティア活動の中でそういうものを活用するという事は非常にこう安心度を高める最大のツールだと思うので、ともすれば有線テレビに対してはインターネットの能力ばかりがクローズアップされて非難される傾向がありますけれども、こういう利用の仕方もあるんだということも含めてぜひそのことの活用法、あるいは市民に対するPRもしていただきたいと思いますので、その点に対する考え方を伺います。

指定管理者制度については外部評価の立ち上げを平成19年からやるということなわけですが、一般行政、さらにこういう特別会計やら、さらに指定管理者という膨大な範囲が広い中で、数人になるかとは思いますが、そういう評価委員の人たちが全部に目を光らせるというのは現実的に無理があって、恐らく何年に1回かずつ回ってそのものを調べるというふうな形にならざるを得ないと思います。そういう面でもなかなか難しい面があると思うんですが、我々議会も真剣にそういう施設に対してもチェックの目を光らせてはいきますけれども、そういう体制に遺漏のないように取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

教育問題、これについては非常に難しいというか大変いろんな議論の分かれるところでもありますけれども、私は調べる段階でこの学力テストについては私もが学力テストが当たり前で育った世代です。ここに、議場にいる恐らく約数名の議員を除いては全部小学校、中学校とそれを経験した世代です。それが何で廃止になったのかということをおさきいろいろ調べてみたら、当時の教職員組合がいろいろな妨害活動をしたり法定闘争になったりというふうなことから廃止に追い込まれた。今現在も大阪府の教職員組合は、愛知県の犬山市というところが中止を宣言しているわけですが、それに倣ってやめるべきだということをお盛んに宣伝しているようです。こういうことが我々にとって当たり前のことなんですけれども、そのことが政治目的といいますか、そういう組合の活動の方針としてゆがめられた形で進められるということに非常に私は違和感を覚えるわけなんです。せっかく子供たちが学力テストを受けたその結果について、私は今さっきも言いましたように地域による格差、経済力による格差ということが実際に

この学力テストであられるはずで、そういうことも網羅することも私は教育をつかさどる側の責任ではないかなと、そういう面も含めて再度その学力テストに対する考え方をもう一度伺います。

時間ですので、これで質問を終わらせていただきます。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 小杉議員の再質問にお答えしますが、子育て支援に関しての住まいについてであります。今、大変住まいについては要望がたくさんございます。そういう意味では、なかなか難しい点もありますが、今、子育てという大事なこうした問題を抱えておりますので、そうしたことも考えながらこれから特別枠のことについて検討させていただきたいと存じます。

次に、高齢者のうつの問題であります。この問題は今、日本国中、恐らく外国もそうだろうと思います。こうした少子化の時代に入りますと、どうしても高齢者が同居でなくてそれぞれ何というんでしょうか別居というふうな問題も抱えている中で、高齢者はどちらかといえば閉じこもりになります。要するに近隣社会との交際がなかなか難しい。情報も入ってこない。お互いに顔と顔、声と声を交わす機会がない。それが閉じこもりの方にとっては大変なことであります。特に老夫婦であった場合には、先ほどの孤独死の話ございましたが、2人が健在であれば、あるいは健在でなくても1人の方が病であっても、2人いるときはそれはそれとしてお互いに励ましたり励まされたりしていいわけでありまして、もし1人になった場合には大変なパニックになる、経験者からそう聞きました。ですから、経験した人でないとなかなかわからない点があるかとは思いますが、私はそうした方々に思いをかけなければならない。それは近隣の皆さんが、昔で言えば隣組的なそうした方々の要するに力の寄せ合わせと申しまししょうか、そうしたことが重要な時代に今入ってきているのだとこういうふうに思っています。

それから先ほど小杉議員も申されましたが、緊急通報のIP電話のことではありますが、由利本荘市で今ケーブルテレビというもので推進しておりますが、このケーブルテレビはさまざまな情報の伝達だけでなく弱者と申して申しわけないんですが、そうした方々がそのケーブルテレビを通じて自分の悩みだとか問題だとかそうしたことを伝えることができるという意味では、これからのこうした高齢者対策、うつ対策には相当威力が発揮されるものとおのうに思います。また、市役所の職員がこうした方々に訪問をするということも、これから大いにやっていきたいというふうに考えております。

それから外部評価の問題でございますが、先ほど外部評価委員を設ける。なかなか今大変な、膨大な量でございますので、外部評価の委員を設けるとともにお互いに力を合わせて、どうしたら由利本荘市が健全に進むのかということを経験の中でする。こうした評価、外部からの評価にこたえられるような、そういう市政を敷いていきたいものというふうに思います。

教育関係については教育長の方からお答えします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） 小杉議員の再質問にお答えいたします。

我々の時代とのかかわりと、それから序列化、それから地域格差が出て当然でないか

ということからの公表ということだわけでございますけれども、国全体で今一番気にしていることは、やはりその序列化ということと過度の競争ということでありまして、それで、個々については自治体の方にお任せしますよと。このところを一步踏み込んでみると自治体の実態も明らかになるんだから、すべて公表という考え方の中に私はですね、子供の発達段階というのは非常に微妙でございます、やっぱり地域格差が出た場合に地域に対する期待度、地域へのプライドの持ち方、どうして私はこんな地域に生を受けたんだらうとかですね、そういうものもバックには生ずることがございます。国では、そうした事柄も勘案しながら恐らくは序列化と過度の競争、それからそうした地域への子供の持つ考え方などを勘案しながら総合的に考えた公表の考え方があるのではないかなと思っております。

そういう背景もあるわけでございますけれども、ただ、実施したことに対して子供やご家庭の方々がどうなったんだということについては、これは率直にこたえていかなければならないものだろうと思っております。その事柄についてはさまざまな公表の仕方があるかと思いますが、例えばですね、本市においては6年生、中学校3年生対象になるわけでございますが、およそ八、九校ぐらい、例えばですね、20人ぐらいの学校も多くあるわけです。20人の例えば公表のときに平均点といってもですね、それがいわゆる児童生徒数といいますが、そういう数が妥当なものかというような理論も当然出てまいります。100人、200人というそういう数と違うわけでございますので、そうしたことから、今、学力検討等の委員会とか、あるいはさまざまな形でどういう形で公表するかということにはまず検討を重ねているところであります。平均点だとか、あるいは中央値という出し方もございますし、さまざまな工夫を重ねながら、結果については皆様にお伝えする方向でまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 以上で、4番小杉良一君の一般質問を終了します。

この際、約10分間休憩いたします。

午前11時23分 休 憩

午前11時35分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。5番田中昭子さんの発言を許します。5番田中昭子さん。

【5番（田中昭子君）登壇】

5番（田中昭子君） 公明党の田中昭子でございます。

質問前に先立ちまして一言申し上げます。

この冬は異常なまでの暖冬でございましたので、きのうからの春には似つかない雪景色にほっとした思いを感じております。

3月は子供たちがそれぞれ進学や就職と新たなスタートを切る巣立ちの月でもあります。新たなスタートを切られる皆様に幸せな道が開かれることを心より願うものです。

平成19年度の予算の中で私が強く実現をお願いいたしておりました、母と子の一体感を持ち、健やかに子供を産み育てる環境をつくるための妊産婦さんへのブックスタート事業を認めていただき本当にありがとうございました。

子育ては、ここまで深刻なのかと思わせるニュースとして熊本市慈恵病院の赤ちゃんポストの設置計画があり、話題を呼んでおります。さまざまな理由で子育てができない親から赤ちゃんを守り育てようとの試みと聞いております。母と子のきずなの弱さがここまで来たかと心が痛みます。

本市では、昨年からファミリーサポートセンターの事業を実施していただきました。幼子を抱えるお母さんたちが少し息抜きをしたい、急な用事ができた昨年100件を越す利用があり、お母さんたちに大変喜ばれております。今後もこうした子育て支援の充実をお願いいたします。

それでは通告に従い、質問に入らせていただきます。

1番、自治体の税外収入についてお伺いいたします。

私が申すまでもなく、今、全国の多くの自治体が国の三位一体改革による地方交付税の減少や市税収入の大きな伸びが期待できない中で厳しい財政難に直面しておりますが、本市も例外ではありません。こうした状況の中で健全な財政の確立のためには、歳出といういわば出口の部分を抑える努力と、歳入といういわば入り口を増加させる努力が肝心だと思います。

本市においては、今行っているさまざまな事業の精査を進め、事業の見直しなど、むだな予算を使わない努力をされておりますが、今後さらに少ない歳出でいかに効果的に市民が納得できる事業を進めていくかということは当然のこととして、新たな自主財源をどのように確保していくのかという命題に挑戦していく姿勢が求められるのではないのでしょうか。

そこで私は、広告事業の推進による財源の確保を提案したいと思います。財政難に直面する自治体が保有しているさまざまな資産を広告媒体として活用することにより広告収入を得る、いわゆる地方自治体の広告ビジネスのことです。本市の窓口や各課で使用される封筒がその一例です。今回私が取り上げるのは、住民向けに送付される通知書やその封筒、あるいはホームページを初めとする市が保有する資産に民間企業などの広告を掲載し、収入増を図ってはどうかという提案です。

現在約170の自治体で導入されております。一例を申し上げますと、政令指定都市の横浜市では、平成16年から財政局の中に広告事業推進の部署を設けて大変進歩的な取り組みを行っており、市の広報誌や各種封筒、ホームページのバナー広告にとどまらず、職員の給与明細書への広告や図書の貸し出しカードの裏面広告、みなとみらい21地区の全600カ所の街路灯の広告フラッグ、広告つき玄関マットなど多種多様な資産を活用した広告事業を展開しております。その効果はといいますと、横浜市では平成18年度広告収入として1億3,000万円を見込んでおります。横浜市のような大きな自治体の予算規模からすればごく小さな額なのかもしれませんが、わずかな財源でも知恵という汗を流して稼ごうという姿勢がちゃんと伝わってまいりますし、その姿勢こそが今の時代に大変重要なことであると考えます。

現在こうした取り組みを県内では秋田市、大館市、五城目町などで行われており、大仙市では来年度より実施の方向と聞いております。その中でも秋田市では広報あきた、水道使用量・料金等のお知らせ票、市民封筒、秋田駅東西連絡自由通路の広告板、市民便利帳などに広告を募集して掲載しており、平成18年度の広告収入見込み額を約1,150

万円としております。

私は、市民に対して厳しい財政状況の中でご理解をと言う前に、市としてもこうして頑張っています、努力していますという姿勢を形としてあらわすことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

そこで質問いたします。(1)市の様々な資産を活用して、積極的な広告事業の推進による財源確保についてどのように考えておられるか。(2)新たな歳入確保のための斬新なアイデアを職員のみならず広く市民に募ってはどうか。当局のご所見をお伺いいたします。

2番、市税及び諸収入の収納向上対策の強化についてお伺いいたします。

平成17年度決算における主な歳入の未納額は、市税が現年度分1億7,643万円、滞納繰越分4億4,680万円の合計6億2,343万円、国保税の滞納額は現年度分2億2,554万円、滞納繰越分4億2,099万円で合計6億4,653万円、また、住宅使用料が1,032万円、保育料が5,832万円となっております。

市税は皆様ご承知のとおり市財政の根幹をなすものであり、市民が、憲法第25条に規定する、健康で文化的な生活を営むための各種施策を推進するための原資となるものがあります。また、憲法第30条には納税の義務が規定されており、市政の発展、健康で文化的な生活、そして安全・安心のまちづくりのために市民が税負担の能力に応じて負担をするものであります。

一方、国保税や住宅使用料や保育料などは、事業の円滑な運営と施設の維持管理のための経費として受益者が負担することを原則としているものであります。特に国保税では被保険者の事情に応じた対応をしているとはいえ、滞納者に対して被保険者証にかえて短期被保険者証、資格証明書の交付という措置がとられております。

いずれにいたしても国・地方を通じて財政事情が厳しさを増す状況の中にあって、収入未済は市政運営、事業の円滑な運営に支障を来すことになり、収入確保、収入率の向上が強く求められております。

平成19年度から、国から地方への税源移譲が実施され、所得税と住民税の関係では住民税のウエイトが大きくなります。このことは地方自治体の税の収納率が財政運営に及ぼす影響がこれまで以上に大きくなることを意味するものであると考えます。所得税、住民税の定率減税が廃止され、また、県では森林環境税を創設予定であり、また、子育て新税についても検討しております。来年度、本市においてもごみの有料化が予定されており、市民の新たな負担増が考えられます。これらが実施されますと市民の負担が大きくなり、これが国保税や住宅使用料、保育料の収納率にも大きく影響することが予想されます。

こうしたことから、収納率の向上を図るため市税のみならず住宅使用料、保育料などを含めた全体的な収納確保対策と、それを実行する体制の整備が必要であると考えるところであります。

県内では、納税者の利便性を高めるため自動車税のコンビ二での納付を導入しており、さらに新年度からは滞納対策として差し押さえ物件のインターネット上での公売を実施することとしており、県外の市町村においても自動車の差し押さえやネット公売を行っているところがあります。

また、学校における給食費の滞納が年々ふえ続け社会的な問題となっており、大人の規範意識の低下も大きいとされております。学校の先生が本来子供の教育に携わるべき大切な時間を、給食費を滞納している家庭に支払いを求めて訪問せざるを得ない現状を放置しておくことはできないと思います。

山梨県笛吹市の一部の中学校で今年の春、家庭からの連絡なしに2カ月の未納が出た場合、給食停止に踏み切る制度を導入したところ、前年度21人だった未納対象生徒はほぼ半減し、保護者もこの制度を警告と受けとめ、支払い方法の相談もふえているようです。

本市においても正職員が厳しい残業などで未納者への訪問等を行っておりますが、収納率の割には職員の残業の費用の支出が大きくなる場合もあるのではないのでしょうか。悪質滞納者に対しては差し押さえなどの対応をしているようですが、今後、法律的な制約はあると思いますが、収納担当課に状況を熟知している市職員のOBなど嘱託職員による滞納者に対する収納専門プロジェクトチームをつくり収納整理に当たるとか、他の自治体との連携を強めるとか収納体制の強化を図る必要があるものと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。また、教育長の見解もお聞かせください。

3番、住宅火災用警報器の設置費用の一部補助についてお伺いいたします。

06年版の消防白書によると、住宅火災による05年の死者数は放火自殺者を除いて過去最多の1,220人を記録し、死者の56.6%は65歳以上の高齢者が占め、年々増加傾向にあると報じられております。消防庁では、高齢者は体の衰えにより火災発見や避難がおくることが多いのではないかと見ております。消防法改正により、昨年6月より新築住宅に義務づけられた住宅火災用警報器を全戸に対して普及させることに力を入れ、死者数の減少を図るとしており、市の条例でも平成23年5月31日まで全世帯での設置が定められております。

神奈川県藤沢市では、全国的に住宅火災による死者数の過半数が65歳以上の高齢者であることから、今後の高齢社会の進展とともにさらに死者が増加することが懸念されるとして、ひとり暮らし高齢世帯等に住宅火災用警報器の設置に要する費用の一部を補助する事業を06年から開始しております。その内容として、1戸当たり設置に要する費用の3分の2に相当する額とし、上限を8,000円と定めております。ひとり暮らしの高齢者が対象でありますので、藤沢市ではこの制度の推進を図るため民生委員と連携をして進めております。また、障害のある方についても一定の条件をつけて1万5,000円の補助をしており、高齢者、障害者が住宅火災の被害者にならないよう安全対策に努めております。

本市においても今年度の住宅火災による焼死者は放火自殺者を除いて幼児や高齢者の3名となっており、大変に痛ましいことと思います。

こうした火災による痛ましい犠牲者をなくす対策としての火災警報器であります。健康な方々の住んでいる一般家庭用の火災警報器は1基5,000円くらいから購入できますが、目に障害があり見えない方、聴覚に障害があって聞こえない方、こうした障害のある方のための火災警報器は最低でも5万円はかかるとされており、例えば睡眠中に枕の振動で火災の発生を知らせる機器とか聴覚障害者向けの火災を音と無線通信で知らせる携帯型光受信器などあります。火災から身を守りたい、家族を守りたいと思っても

高額なためなかなか購入できないのが実情であり、障害を持たれる方々はこうした住宅火災用警報器の購入に対しての助成を望んでおります。

本市における住宅火災用警報器の設置促進のため、高齢者のひとり暮らしや身体の不自由な方に対する助成措置を講ずる必要があると思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

4番、由利高原鉄道再生計画についてお伺いいたします。

先般、当局より由利高原鉄道の再生計画が示されました。この由利高原鉄道は、羽後本荘駅と矢島駅を結び旧国鉄時代から通学や通勤、本荘市内外への市民・町民の交通手段として多くの乗客を運んでおりました。しかし近年の交通事情の変化、少子高齢化に伴っての人口の減少に歯どめはかからず、通勤客や児童生徒など乗客者数の減少で赤字運営となり、平成12年度以降は毎年7,000万円を超える赤字が続いている現状であります。

先ごろの全員協議会で、この再生計画について丁寧な説明をいただきました。由利高原鉄道再生支援協議会の皆様が考案された観光振興との連携やイベント列車及び各イベントとの連携等強力に推進していただき、平成23年には経常損益が3,900万円に減少できるようになってほしいものだと願うものであります。

この再生計画の中で少し気になる部分がありました。それは、利用促進計画積算の中で、企業・団体職員40人、沿線市職員については70人の定期利用を見込む、本荘地域の病院への通院者の60歳から80歳代は5万人であり、その10%の利用を見込むとありますが、企業・団体職員はともかく市の職員の由利高原鉄道の利用は働きかけるとしても、朝の通勤時、各駅までのバスの運行はあるのか、必ずしも定時に退庁できない職員の各駅からの交通手段などをどうするのか、不安要素が多い中で計画どおりの成果が上げられるのでしょうか。秋田内陸縦貫鉄道を抱える北秋田市においても、市職員に対してこの鉄道利用については、お願いという形のみしかとれない状況であり、仙北市においても各駅から1キロメートル以内の職員をピックアップして1月から3月までの冬期間のみお願いし協力をしていただいているようです。本市においては、どのような形で職員の由利高原鉄道の利用促進を図っていくのでしょうか。

また、高齢者の市内の病院への通院者の考え方にいたしましても、自宅から最寄り駅までのアクセスをどう確保するのか。また、足や腰が弱っている方々が多く、羽後本荘駅にはエレベーターの設置もなく、駅のホームに行くためにはあの段数の多い階段を上り下りすることは大変なことであります。本市においては、どのような形で市の職員や高齢者から通院等の手段として由利高原鉄道の利用をしていただくために利用者へのサービスを図っていくのでしょうか。私は、今後の観光産業の振興を考慮しても駅にエレベーターの設置こそが観光客や高齢者の由利高原鉄道の利用拡大につながるものと考えております。

そこで次の2点について質問いたします。(1)市の職員の鉄道利用をどのような形で促進するのか。(2)羽後本荘駅にエレベーターの設置をするべきでないか。

5番、本庁舎市民ホールの整備について質問いたします。

本庁舎市民ホールは、来庁者の休憩場所や各種団体の研修行事などの際の待ち合わせ場所として利用されております。しかし、現在の市民ホールの座席数はわずか12席と狭

隘で、休憩や待ち合わせ場所としては物足りなく感じております。また、各種パンフレットなどのさまざまな情報源がありますが、落ち着いて情報収集をするにも適当ではないように思われます。さらに一部が喫煙場所となっており、たばこを吸わない方にとっては受動喫煙の状態にあり、苦痛との声も聞かれます。

市民ホールは市庁舎の玄関口にあり市の一つの顔であり、さまざまな人が集い情報が行き交うちょっとした交流の場でもあり、今後、旧由利組合総合病院跡地を活用する文化複合施設計画があり市民交流の場がふえることは喜ばしいことであり期待をしておりますが、市庁舎は市庁舎として来庁者が気持ちよく市民ホールを有効に活用できるよう整備をお願いしたいと考えております。例えば喫茶ゾーン、情報発信ゾーン、喫煙スペース、総合案内スペースなどに区分けし、ホール全体が写真展などの市民ギャラリーとして活用できる機能を持った施設整備は考えられないでしょうか。

いずれにいたしましても、それなりのスペースと経費を必要とするものであり、厳しい財政事情を考慮すれば早期対応は困難であると承知しておりますが、当面の対策や将来構想などについて市長のお考えをお伺いいたします。

6番、事業の集約化についてお伺いいたします。

この3月をもって本市も合併して丸2年となります。昨年、由利本荘市の市歌、市の花、木、鳥が制定され、19年度においてはさらなる一体性を確立するために由利本荘市市民憲章を制定することであり、いよいよ由利本荘市は一つの感を強くしております。由利本荘市は、それぞれの歴史や伝統文化を持つ1つの市、7つの町がお互いの痛みを分け合いながら、行政サービスの水準を下げることなく住民福祉向上を図るためにも、将来の財政状況を見据えて行政改革の推進も柱の一つとして合併をしました。

合併満2年目を迎える今、多くの市民も由利本荘市は一つとの思いで、なるべく税のむだを省いて健全な市政運営を推進してほしいと望んでおります。私はこうした市民感情を考えると、もうそろそろ由利本荘市それぞれの地域の伝統や文化にかかわる事業の集約を行ってもよいのではないかと思います。例えば桜まつりや花火大会、それぞれの地域で各総合支所の職員が大変苦勞しながら事業推進のために多くの経費や時間を費やしております。このことは、「人・物・金」といった由利本荘市の経営資産の分散につながるものであります。どこまでも一地域の事業であり、市の事業としては魅力のない中途半端なものと言わざるを得ません。地域の方々の思いとして、今までその地域で行っていた行事であり、なくなると寂しいとの感情が初めはあるかもしれません。しかし、感情に流されていて行政改革をおくらせることは新たな市民サービス事業の妨げになるものと思います。旧町ごとに行われていたさまざまな事業をすべてなくすというのではなく、各地域に目玉となるべき事業を決め、全市を挙げて推進をしていくことで市職員の負担の軽減、経費の削減にもつながるものと思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。(1)事業集約による市職員の負担軽減と経費削減の見通し。(2)現在、市当局としてどのような事業集約を考えているか。

以上でございます。当局の答弁よろしくお伺いいたします。

議長(井島市太郎君) 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長(柳田弘君)登壇】

市長(柳田弘君) 田中議員のご質問にお答えします。

初めに、自治体の税外収入について、(1)の市の様々な資産を活用して、積極的な広告事業の推進による財源確保についてどのように考えるのか、(2)の新たな歳入確保のための斬新なアイデアを職員のみならず広く市民に募ってはどうかの2つについては、関連がございますので一括してお答えいたします。

広告事業については、全国でも200以上の自治体が導入しており、市民に直接負担をかけない財源確保策の一つであります。広告事業の取り組みとしては、田中議員も述べられておりますように、市が所有している財産を活用しながら広告の機会と場を提供するのが有効な手段であるとともに、市としても自助努力をしていることを市民にアピールできる機会と考えております。

広告媒体は窓口用封筒、各種の納付書用封筒、広報、パンフレットなどの紙面、ホームページのバナー、各公共施設、さらにはケーブルテレビ放送、集客力のある指定管理者導入施設やイベントなど多種多様に存在します。

本市でも、ケーブルテレビ放送事業において毎月発行している番組ガイドに広告を掲載しており、平成18年度は印刷費63万円に対し約40%に当たる25万円ほどが広告収入になっているほか、NHK・BS放送のテレビ番組を掲載して収入確保に努めているところであります。

新たな視点によるまちづくり推進や地域経済の活性化の一面を考慮しながら、他の媒体についても早期導入に向けた調査をし、指針の作成について検討してまいります。

また、広告収入以外の新たな歳入確保策についても広く市民に伺いながら研究してまいりたいと存じますので、議員各位におかれましてもご指導、ご協力をお願いいたします。

次に、大きい2番の市税及び諸収入の収納向上対策の強化についてであります。国と地方の税財政を見直す三位一体改革における税源移譲や税制度改正に伴う個人住民税の収納対策等につきましては、昨日、村上亨議員にお答えしましたとおり、今後とも効果的な徴収体制の確立方策について検討してまいります。

ご提案ありました収納専門プロジェクトチームによる収納体制の強化策であります。茨城・三重・香川県などでは一市町村にとらわれず全県規模の広域的滞納整理組織が相次いで設立され、全国18の地域において徴収に係る合理化・効率化の推進策が講じられているところであります。その効果は、広域処理となりバランスのとれた事務が確保できることや滞納処分がやりやすくなること、また、弁護士、国税・県OB、警察OBなどの専門職の配置で、より効果的な滞納整理が期待できる上、加えてアナウンス効果により自主納税意識が高まり新規滞納の発生が抑制されたなどと伺っております。

県内においても広域的滞納整理組織の早期設立が望まれるところでありますが、県及び関係各機関、また、昨年8月に設立しました県内各市町村で組織する秋田県市町村税務協議会の場においても、今後、協議・検討してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても滞納整理事務の効率化・広域化について種々検討を行い、収入率の向上や税負担の公平化の進展とあわせて納税意識の向上に今後とも努めてまいりたいと存じます。

次に、給食費の滞納につきましては、教育長が答弁をいたします。

大きい3番の住宅火災用警報器の設置費用の一部補助についてお答えします。

初めに、ひとり暮らし高齢者につきましては、心身の状況により援護を要する方を対象に、日常生活に便宜を図る用具を給付する老人日常生活用具給付等事業を実施しております。

ご質問の火災警報器は当該事業の給付対象品目であり、所得の低い世帯を対象に2台を限度とし、機器を含めた設置費用のうち1万5,500円までを助成しております。また、身体の不自由な方につきましても、重度の障害者を対象に日常生活用具給付等事業を実施しております。

火災警報器や聴覚障害者用屋内信号装置などは当該事業の給付対象品目であり、給付要件を満たしている場合は基準額の9割を助成しております。

なお、利用者は基準額の1割負担となりますが、所得の低い世帯については軽減措置を講じております。

今後は事業の対象となる方の把握や制度の普及に努め、ひとり暮らし高齢者や身体の不自由な方の安心・安全を確保してまいりたいと存じます。

次に、大きい4番の由利高原鉄道再生計画について、(1)の市の職員の鉄道利用をどのような形で促進するのかについてお答えします。

由利高原鉄道再生計画は、利用促進に向けたさまざまな取り組み施策を計画目標として盛り込みました。特に市職員については率先して利用を働きかけるため、本荘地域から鳥海地域までを沿線地域としてとらえ、消防署職員を除いた約70人の職員の利用を見込んだところであります。

市職員については、由利高原鉄道のおかれている現状は周知されていることから、職員個々において率先して主体的に利用されるよう文書による通知や説明の機会を設け、職員の意見も聞きながら積極的な利用を働きかけていきたいと考えております。通勤エリアや事情がそれぞれ異なることから、その手段を一律に求めることには無理がありますが、例えば自家用車を最寄りの駅に駐車し、鉄道に乗りかえる等の方法も提案しながら理解と協力を得てまいりたいと考えております。

また、沿線地域において総合支所を通して各種会議の場に参加させていただき、チラシ等を配布しながら利用促進について説明させていただいております。

次に、(2)の羽後本荘駅にエレベーターの設置をするべきでないかについてお答えします。

なお、羽後本荘駅へのエレベーター設置については、昨年9月議会においても田中議員よりご質問いただいておりますので、その後の市の取り組み状況も含めてお答えします。

羽後本荘駅へのエレベーター設置は、改札口からホームへの階段の昇降による負担が軽減されることから、通勤・通学だけでなく高齢者や通院などによるJRや由利高原鉄道の列車利用の促進につながるものと考えております。このため市では、平成18年度のJR列車ダイヤ改善要望等の中で秋田県へ要望を行ったほか、JR秋田支社を担当職員が訪問しながらエレベーター設置に向けた要望を行っております。

現在、県内で改札口からホームまで階段を使わなくともエレベーターやエスカレーターを利用できるのは、秋田駅を初め新幹線が乗り入れる駅に限られておりますが、エレベーター設置については交通バリアフリー法により1日の乗降人員が5,000人以上の

駅でないと整備対象にならないため、乗降人員の少ない駅へ設置する場合は自治体への財政負担が課題となっております。

また、羽後本荘駅へエレベーターを設置する場合は、エレベーター室部分だけでなく改札口からホームまでの跨線橋など駅舎の他の部分へも影響が出てくることから、さらに経費がかさむこととなります。

しかしながら、本格的な高齢化社会を迎えた今、公共交通機関の果たす役割はますます重要になっており、エレベーター設置などのバリアフリー化は羽後本荘駅でなくJR全体の課題でもあることから、引き続き関係機関へ設置に向けた要望を行うとともに駅前周辺を含むバリアフリー化等の環境整備の中でも検討してまいります。

次に、大きな5番の本庁舎市民ホールの整備についてお答えします。

市民ホールにつきましては、来庁者以外にも団体で研修等に出かける際の待ち合わせ場所などとして多くの市民の皆さんに利用いただいております。ホールは待ち合わせ場所としての機能のほか、限られたスペースの中でケーブルテレビに対応した大型テレビや案内カウンターを設置し、各種パンフレット等も置いて市民に情報を提供する機能も有しております。

市民ホールの整備に当たりましては、庁舎内でのスペースと費用の確保が必要でありますので、分煙施設の整備を含めて、これからのホールにどのような機能を持たせるのか、どのような設備が必要かなどについて検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、6番の事業の集約化、その1は事業集約による市職員の負担軽減と経費削減の見通し、2つ目は現在市当局としてどのような事業の集約を考えているかについては、関連がございますので一括してお答えいたします。

初めに、事業を集約することで市職員の負担軽減の見通しではありますが、ご指摘のとおり総合支所単位で事業を行うことで、支所の職員には休日出勤等を含めかなりの負担がある状況であります。この状況は、旧町のイベントをすべて継承している状況から生じた現象であると思っております。

いずれ、このような状況の解消のためには、経費削減をも見据えた事業の見直しが必要となってくるものであります。

ただし、花火大会の話も出ましたが、花火を見に来る距離的な問題もあり、高齢者や交通弱者への配慮が必要なイベントもございます。

いずれにいたしましても事業の集約化は必要であり、市の一体性を醸成することの大切さ、さらには効率的な行政運営を行うことの必要性につきましては田中議員がおっしゃるとおりでございますので、由利本荘市は一つの思いで事業を進めてまいっているとございます。

先ほど花火の例で申し上げましたように、地域性を重視することも行政を運営する上で必要な要素であることも事実であり、これらのバランスを保ちながら事業を遂行していくことが求められているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 田中昭子議員の教育委員会に対する学校給食費の未納についてお答えいたします。

最近、給食費の未納問題が急速にクローズアップされてきました。その金額の大きさや件数増ばかりではなく、未納に対する処置が社会的な波紋を呼んでいる現状であります。

全国各地には、その解消対策として保護者に分割納付を促す納付誓約書を取ったり、給食申込書に署名捺印して提出を求めたり、また、最終的には簡易裁判所に支払い督促を申し立てるといった学校も出てきております。

本市においても、学校給食費の未納問題についての対応に苦慮している学校が数校ございますが、これまでも各校とも児童生徒に不安を与えることのないよう、学級担任を初め管理職までその対応に当たり、十分な配慮のもとに未納の解消に努めてきております。

教育委員会といたしましては、学校給食が教育の一環として実施されるためには保護者の適切な負担をしていただくことが不可欠であるという認識に立ち、その対応策を検討しているところでございます。

まず第一に、学校給食の意義や果たす役割を保護者に再度認識していただくとともに未納額状況を開示し、保護者全体の問題としていただきたいと思います。

次に、教育委員会と学校との連名で督促状を出したり、各学校と連携をとりながら未納訪問班で家庭訪問をしたりするシステムや収納体制を整えていきたいと思っております。

また同時に、生活保護による教育扶助や就学援助制度の活用を奨励し、就学援助事業の一層の充実に努めるなどして教職員の負担軽減を図ってまいります。

今後も各学校と連絡を密にして、有効な支援方法と未納対策を講じてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 5番田中昭子さん、再質問はありますか。5番田中昭子さん。5番（田中昭子君） 3点ほどお伺いいたします。

エレベーターにつきまして大変に頑張っているんですけど本当にありがとうございます。まだ少し、まだ見込みがまだちょっと薄いものですから、もう少し市長さんには頑張ってもらいたいと思うわけですね。5,000人が1日に乗る、5,000人となっておりますけれども、この高齢化でございますし、また、人口減という現状もございますので、その辺の枠組みをもうちょっと変えてもらえないかという働きかけをぜひお願いしたいと思っておりますし、その辺も踏まえて一日も早い実現をお願いしたいと思っております。

次ですけど、市庁舎市民ホールの整備でございますけれども、できれば喫煙の部分だけでも早目に何とかしてもらえないかと。これは前々からの要望でもございますので、これだけはぜひお願いしたいと思っております。

3点目、事業の集約化についてでございますけれども、いつごろまでにやっていくのかという目安が見えないようではちょっと困ると思うんですね。やっぱりいつごろまではこれをやっておこうという、大変市長としては厳しいことかもしれませんが、言っていかなければなかなかできない問題ではないかと思っておりますので、ご決断のほどをよろしくお伺いいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 田中議員の再質問にお答えしますが、エレベーターの件でございますが、5,000人以上ということになっておりますが5,000人に満たないわけで大変その辺が難しいところであります。

しかしながら、羽越本線を私たちはぜひとも高速化、新幹線化ということでJRに対して強く要望しております。そのときには当然そういうことも考えられるでしょうけれども、今こうして我々は鉄道、鉄路に乘客が少なくなったら、要するに自動車、モーターレーゼーションというんでしょうか、自動車に乗る人が多くて要するに鉄道を利用する人が少ない、そうしたことがやはり羽越本線の要するに高速化だとか新幹線化に進むのがその辺のどれだけ乗客がいるのかというところに問題があると思うんですね。そうしたことを踏まえながら、私たちは日本の国土形成の上でも羽越新幹線、あるいは羽越本線の高速化はぜひとも必要であるということを強く訴えておりますし、地域の皆さん方も由利高原鉄道ばかりでなく羽越本線も利用されるように、そうしたことがやはりこの地域としても羽越新幹線、あるいは高速化の促進につながるものと、このようにも思います。

しかしながら、まだ国の方で方針もしっかりしたことが出しておりません。それがためにも、まずひとつ5,000人以下でもエレベーターのことをJRで十分考えてほしいということを引き続き要望してまいります。

それから喫煙のことです。喫煙する人にとっては大変厳しいことでしょうけれども、私は喫煙しておりませんので、ぜひ喫煙を分けておきたいなというふうに思います。これは総務部の方で鋭意検討して、できるだけ来庁者が不快感を感じないような、そういうような方策に取り組んでまいりたいと、このように思います。

それから3番の各地域のイベントのことです。やはり旧町でやったものはやっぱり旧町でみんな残してほしい、それぞれの歴史だとかそういうもののつながりがあるから、一気にやっぱり集約化という話はですね、田中議員もそこはわかって再質問されているわけですが、その辺はやっぱりその地域地域、特色があるんですね。そうすると旧町単位ではやはりどうしても今、少子化であり、それから働く場所というんでしょうか、そういう形態の上です。市の職員が手助けをしなければ成り立たないような形で進んできているのが事実であります。それがために土曜日だとか日曜日だとか、職員はそこに行って応援しています。ですから田中議員のおっしゃる職員にやさしく、そういうふうに過度な働きは、だからそういう意味では経済的にも経費的にも集約された方がいいのではないかと、ごもっともな話でございますが、それは各地域地域で集約できるものは集約するというようなことを選んでいかなきゃならないんじゃないのかなというふうに思います。だけれども、やっぱり全体的、あるいは全国的、そうしたイベントのときなどはやっぱり手慣れた職員の協力はお願いしなきゃならないなというふうに思います。

そういうことで、私も各地域でのそうした花火だとかさまざま行ってみますが非常に盛大にやられております。「市長、来年もやるんでしょうね」と言われると、「やりません」とも言えないで「うん、わかりました。頑張りましょう」と言ってきております。

ですから、そういう意味でもこれから地域の方々とよく話をして、この部分についてはこうしようというような方策を見出していきたいと思いますので、ひとつご理解のほどお願いします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 5番田中昭子さん、再々質問はありませんか。

5番（田中昭子君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、5番田中昭子さんの一般質問を終了します。

この際、午後1時半まで休憩いたします。

午後 0時25分 休 憩

午後 1時29分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。21番佐藤譲司君の発言を許します。21番佐藤譲司君。

【21番（佐藤譲司君）登壇】

21番（佐藤譲司君） せいゆう会の佐藤譲司でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

きのうはたくさんの傍聴者がおりましたけれども、きょうは午後からになりまして何か寂しい感じがしますけれども一生懸命質問しますので、どうか市の方も答弁の方よろしくをお願いします。

通告の1点目です。一般廃棄物、し尿・浄化槽汚泥くみ取り料金の改定について伺います。

昨年11月からし尿・浄化槽汚泥くみ取り料金が改定されまして、現在の基本料金180リットル当たり1,470円に改定されております。この影響を受けてか、既に東由利地域ではくみ取り料金が3万9,900円から大体4万6,000円に改定されております。改定の中身を見ますと、くみ取り料の値上がりが主なものでございます。この4月からは1,700円、さらに平成20年度においては1,900円に改定されようとしております。しかし、この改定の理由として、1つは料金の統一化を図る、2つ目は現行の設定から年数が経過している、3点目が原油の高騰など社会情勢の変動によるとしてあります。しかし、これはどれをとっても私は改定の理由にはならないのではないかと思います。市長がいつも言っているように、由利本荘市は面積1,209平方キロメートル、これは全国第14位、神奈川県の中の半分程度の面積を有します。しかし、人口密度においては73.28、全国782の中で当市は735位でございます。ちなみに夕張市が782位でございます。これは何を意味するか。これは過疎ということでありまして、しかし見方を変えれば、この広大な土地に市民がゆったりと暮らしていることとなります。それに処理施設のある由利本荘市二十六木の広域センターまで、私の自宅からは約42キロメートルあります。私の鳥海地域から、百宅からは優に片道60キロメートル以上あります。ちなみに市内の石脇、川口、小友からは何キロメートルあるのでしょうか。業者においても許可区域の違いから1日の仕事量の違い、また経費の違い、いろいろ業者間の格差が生じてくると考えられます。そういう中で、当市においての料金の統一化には私は相当の無理が感じられます。

次に、原油の高騰、社会情勢の変動はいかがでしょうか。現在、軽油は値下がり

階にあり、現在大体101円であります。また、ここ数年、公務員等の給与の引き下げが行われ、この時世ではこれも説得力はありません。私は市からいただいた資料を精査し、協議の経過を見ますと、この改定の基本となるものは由利本荘市環境整備事業組合より浄化槽汚泥、し尿収集運搬処分料金の変更の提出がなされ1,980円の要望があったとされるが、その提出文書の写しを見ますと由利本荘市環境整備事業組合10社での決議によりと書いてあります。由利本荘市一元において、くみ取り料金を1,980円に統一することに決定したと文書に書いてあります。それについて市当局におかれましても適正処理を行うためにもこの料金改正について市民に通達、通達ですよ、通達していただきたいとの内容である、これはまるで命令の文書でございます。

それに対し、市は1,980円の積算の根拠がないため原価計算書を作成し1,755円の提案をしたが、業界の了解を得られなかった。市は改めて燃料費の単価等を見直し、原価計算書を再度作成し1,900円で交渉し、地域によっては価格差が大きいために激変緩和措置として3年をめどに段階的に施行することにしたと文書に書いてあります。業界に1,980円の原価計算書の提出を求めたが提出はされなかったと書いてあります。市で作成した原価計算した積算書をいただきまして私なりに内容も精査いたしました。内容を見ますと、バキューム車の価格が異常に高かったり、車の耐用年数が5年から3年に変更したり、また、予備のバキューム車の経費を算入したり、くみ取り後の集金人の車や人件費を計上したり、この携帯電話の時代に無線機の経費や借入金の償還利息を計上したり、1,900円にあわせるために並々ならぬ努力の跡が見られました。

お尋ねしますが、この仕事は市の処理責任があるにもかかわらず市が許可制にして実施している仕事でございます。許可申請に当たり各業者が各社処理能力にあわせた事業計画書、また、各資格等の書類を添付し、市に対して許可の申請をしていると思われま。今回の処理料金の変更の経緯を見る限り、許可業者が組合をつくり、一方的にくみ取り料金を決定し、市に対して料金改正の通達依頼であります。世の中ではこういう行為を何と言うのでしょうか。それに対して市では、提示金額に対する積算の根拠の後づけ作業を行ったわけでございます。市が入ると、これは何と言いますか。官製何々と言うんでないかと私は思われます。

そこでお尋ねしますが、1つ目のし尿処理・浄化槽汚泥くみ取り料金の改定と統一化の目的は何であったのかお尋ねします。

2つ目に市及び許可業者の双方がお互いに原価計算し、適正と思われる金額で協議すると書いてありますが、市役所の料金設定の積算は、これは正確であったのか。また、なぜ業者から原価計算の書類の提出を求めなかったのか、これが2点目でございます。

3つ目は、計画どおりに平成20年4月からの1,900円の料金改定には私は相当の無理があると思われま。市民の理解を得るには難しいのではないかと感じられます。改めて1,900円については協議する、再考の考えはないか、お尋ねします。

また、あわせてこの料金改定については市の広報で2回ほど報告して掲載しておりますけれども、金額の提示に対して1,700円、1,900円と書かれております。後で聞いた話ですけれども、業者を集めまして1,700円、1,900円以内という話をしたという話でございます。もう一度、市の広報で4月からの値上がりに対して1,700円以内ということで掲載していただけないかと思われま。

4つ目は、市や市民の経費軽減のためにも業者の新規参入についてはどう考えているか、お尋ねします。

次に、情報公開条例について伺います。

今回、私は汚泥・し尿処理料金改定に伴う資料を情報公開で請求いたしました。市からは、事務事業に関する情報であり、開示することにより当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるための理由で開示を拒否されました。しかしながら数日後、開示を拒否された書類が委員会に提出されております。市に都合のよいように私は公開条例を運用しているのではないかと感じた次第でございます。情報公開制度とは、市民の市政への参加推進と公正で透明な行政を推進し、市民の知る権利を保障する制度と私は考えております。そのためには、むしろ市が積極的にわかりやすく豊富な情報をみずから進んで提供し、市民に行政一般に対し理解を深めてもらうのが本来の情報公開の制度と考えます。市長はこの件に関し、どのように考えているかお尋ねします。

最後になりますけれども、生活バス路線廃止に伴う代替の交通について伺います。

バス会社より、少子高齢化やマイカーの普及等の影響で収支の悪化が続き、鳥海地域でありますけれども中直根線・猿倉線・上笹子皿川線の路線廃止の申し出がありました。この問題は、当市だけでなく全県的な問題のようでもあります。大仙市では予約を受け付けて走るデマンドバスの運用も考えておるようであります。

当市では10月以降も市民の足を確保するためにスクールバス等での代替輸送を検討していると伺っております。しかしながら一番大切なことは、利用する市民がどのような方法を望んでいるかではないでしょうか。柔軟な発想のもと、長く市民に利用され喜ばれるような代替の方法を考えていただきたいと思っております。

それについてお尋ねしますが、1つ目は利用地域住民に地域住民アンケートを取ったと聞いております。もうその結果も出ていると聞いております。その内容をお聞きしたいと思っております。

2つ目は、もしスクールバスの利用を考えているようであれば、教育委員会との調整はどのように進んでいるのかお尋ねします。

また、スクールバスを使うに当たりまして、営業ナンバー、二種免許、運転手等、いろいろな規制の緩和、解除の手続きはどうなっているか伺いたいと思っております。

また4つ目は、この作業を現在、総合支所で行っていると聞いておりますけれども、いろいろなロスを防ぐためにもぜひ総合支所、本庁一体となって真剣に取り組んでもらいたいと思っております。

5つ目は、今後のスケジュールを伺いたいと思っております。

これで私の質問を終わりますけれども、確か合併の当初は、市長は8つの力を結集し、よりよい市をつくりたいという考えでございました。また、サービスは高い方に、負担は低い方という話も聞いております。そういう方向に沿いまして市長の答弁の方、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

初めに、一般廃棄物処理料金改定についてであります。し尿処理手数料の改定につきましては合併協議の中で統一する必要があるとしたものの、料金設定協議までは至っておりませんでした。

ご承知のように、し尿処理手数料は市が歳入するものではないものの公共的料金の性格を有することから、関係者と再三にわたり協議を重ね、3年をめぐりに段階的に施行することといたしたものであります。

料金の統一化につきましては、市民の負担の公平性を確保することにあります。今回の算定を基礎に収集運搬距離など地理的条件を考慮した設定などについても検討を要するものと考えております。

積算根拠につきましては、昨年の12月市議会において常任委員会に資料を提出し、ご理解をお願いしたところであります。社会経済情勢の変化など見直しが必要であると認められるときは改めて協議することとしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、料金については基本となる料金を示したものであり、くみ取り作業に著しく困難を来す場所や工事現場などについては特別料金となる場合がありますので、作業を依頼するときは相互に確認することが必要と思います。

いずれにいたしましても、し尿及び浄化槽のくみ取り料金につきましては、社会経済情勢などを見きわめ、皆様のご意見をいただきながら今後の協議に反映してまいりたいと考えております。

また、搬入量の割り当てについてであります。特に制限を設けているものではなく、これまでの搬入実績等により1日当たりの搬入量の目安を示しているものであります。

し尿処理はバクテリアによる生物処理であるため日々の処理量の変動調整が難しく、毎日の搬入量が一定になるよう業者の皆様の協力を得て実施しておりますので、ご理解をお願いします。

続きまして、ごみの収集運搬業務委託に係る契約額についてであります。入札等については市の規則に基づき適正に執行した結果でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、設計額につきましても基準を確立し、地域事情などを考慮した設計を行うべく精査してまいります。

また、一般廃棄物における許可業者の新規参入についてであります。一般廃棄物の処理に関しては市の責務であり、この一部を許可制により対応しているところであります。今後、排出量の動向と収集運搬状況を見きわめながら、新規業者の参入につきましては慎重に判断してまいります。さらに、許可区域の指定については、受益者である市民の利便性などを考慮しながら関係者とも協議してまいります。

次に、大きい2番の情報公開条例についてであります。

市の情報公開条例は、第1条に規定されておりますとおり、市政に関する知る権利を尊重し、開示を請求する権利を保障するとともに、市政推進に係る諸活動を説明する責任を明確にし、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的に、合併と同時に制定・施行されております。この条例の目的から市の保有するさまざまな情報は市と市民との共有であるとの考えに立ち、市民の行政情報の開示を請求する権利は当然の権利

行使であって、市はこれにこたえる義務があるものと認識いたしております。

しかし、市の保有する情報の中には、開示することにより個人の権利利益を害したり、または公共の利益を損なう恐れが生ずるものがあることから、一定の合理的理由に基づき不開示とする場合もあります。

不開示とする情報の例といたしましては、一つ、法令などにより開示することができないとされている情報。一つ、個人のプライバシーの保護の観点から特定の個人が識別され得るような情報。一つ、法人等または事業を営む個人の事業活動上の利益が害されるような情報。一つ、事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れのある情報などがあります。ただし、これら不開示とされる情報が記録されている部分があっても当該部分を除いて開示することが可能なときには、部分的な開示を行う場合もあります。

情報公開制度は、市政に対する理解と信頼を高めるためには極めて重要なものと考えておりますので、今後も本条例の趣旨にのっとり、適切な運用に努めてまいりますのでご理解願います。

次に、大きい3の生活バス路線廃止に伴う代替交通についてお答えします。

鳥海地域における生活バス路線の廃止については、中直根線、猿倉線の路線廃止及び笹子線の皿川延長部分の契約解除について昨年9月に羽後交通より協議があったもので、廃止までの運行期限は本年9月末日となっております。このため、鳥海地域協議会や行政協力員会議などで廃止協議についての説明を行うとともに、沿線住民へアンケートによる意向調査を実施しております。

アンケートの結果では、通院や買い物などに路線バスを利用する方が多く、羽後交通の路線バス廃止はやむを得ないが、代替交通手段を確保してほしいとの声が多く寄せられております。このため、今後は代替交通手段をメインに検討を進めてまいります。その方法としては、市が直接運行するバスの利用、既存のスクールバスの活用、タクシー事業者への運行委託などが考えられます。

また、スクールバスを利用する場合は、児童生徒の通学に支障が生じない範囲内であれば国の補助金で購入した車両であっても一定の手続きを取るにより混乗も可能となっていることから、教育委員会とも協議してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域住民の生活の足である交通機関の確保に向けては関係機関とも連携を図るとともに、鳥海地域の住民ニーズや運行に要する経費などを考慮しながら、地域にふさわしい公共交通のあり方について検討してまいります。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 21番佐藤譲司君、再質問はありませんか。21番佐藤譲司君。

21番（佐藤譲司君） 答弁をいただきましたけれども、私が聞かない答弁もいただきありがとうございました。

まず、1つ目のごみの件ですけれども、私は市の方針としては市、また許可業者がお互いに積算の根拠を提示し、お互いに協議して料金を設定するという取り決めになっているという、これは市からもらった文書ですよ。その話をしたんです。それに対して、なぜ業者からは原価計算の資料の提出を求めなかったということを知っています。それに対して委員会でももらいましたけれども、1,700円、1,900円、双方の市でつくった原価の計算書ももらっております。それを突き合わせましていろいろ矛盾した点も

あったので、市の積算の根拠は正確であったのかという質問でございます。

また、3つ目の20年度4月からの1,900円の料金の改定には私は無理があるのではないかと聞いたんです。それに対して市長は、いろいろこれからのことを考えまして協議すると言いましたけれども、このものをこのまま1,900円でいくのかいかないのか、その辺も伺いたいと思います。

また、広報では「1,700円」とうたっておりますけれども、「1,700円以内」と訂正してもらいたいとお願いしたんです。市民の間では、この料金は市で決めた料金だと思ってますよ。市の押しつけだと思っています。また、1,700円といえば1,700円で固定してみると考えております。「以内」であれば1,600円もあるでしょうし、今までの1,470円もあろうと思います。それは業者間のいろいろなわけがあると思いますけれども、「以内」ということを私はお願いしたかったのでございます。

それから生活バス路線のことでございますけれども、当鳥海の利用地域からアンケートを取りましていろいろな時間帯の利用、病院に行くためとか本荘に行くためとかいろいろ出ておりますと聞いております。そのアンケート結果はどうなっているのかと聞いたんです。

それとスクールバスは、いろいろな制約がありまして確かに許可を取ればよいかもしれませんが、そうなるとお金を取ることにすればいろいろな規制が出てくるということです。ただやれば別に問題はないかと思われましても、それに対する規制解除はどうなっているかと聞いたんです。

ひとつよろしく申し上げます。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 佐藤譲司議員の再質問にお答えしますが、まず、し尿のくみ取り料金の設定、これは浄化槽が入っているんですが、設定については、これは全国的に大変問題になっておるわけでございます。そういうことで、私たちは市民から理解の得られる方法について鋭意検討してまいり所存でございます。

それから先ほど担当の方と聞き取りの段階で、ややもすると答弁に漏れがあったのかもしませんので担当部長から補足説明をさせます。

アンケートについても担当から説明をさせます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 松山市民環境部長。

市民環境部長（松山祖隆君） 先ほどのご質問の中で、業者、いわゆる業界の方から積算根拠を求めなかったのかというご質問でございます。

要望等につきましては合併以前からそれぞれのところに料金の改定についてのお話がありましたが、合併後において組合等の方から料金の改定の要望がまいてあります。私どもの方についても、ただ漠然とした金額では根拠の話合いのしようがないという形で業界の方にも返しましたけれども、ただ、業界の方からは正直なところ積算の根拠は届きませんでした。よって、私どもはそれぞれ先進地等のいわゆる、くみ取り料を積算している自治体等の積算根拠等を参考しながら、市の方で料金額について算定いたしまして、このような形になったということでございます。

先ほどのお話しの中に市の積算した根拠は正しいのかということでございますので、

その時点においては私どもは正しいものとして業界の方と交渉したものでございます。

それから1,700円、あるいは1,900円というお話しでございますけれども、来年度から1,900円にしたいというふうな話をしておりますけれども、この件に関しては先ほど質問にありましたように社会的情勢、具体的に言いますと油の値下げ等もございますので、当然社会的情勢が変化しておりますので、この件に関してのものにつきましては再度協議してまいりたいと思っております。

それから1,700円以内云々のお話しもございました。この件に関しまして4月から1,700円にお願いしたいということでございますので、これは各業者、あるいは地域によってその金額がばらつきがあるというのも非常に混乱を来す、市として合併協議の段階においても公共的料金であるのでやはり統一すべきでないかというふうな意思統一のもとで実施したものですから、あくまでも4月から実施いたします1,700円につきましては基本料金であるという形でご理解いただければありがたいと思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 藤原商工観光部長。

商工観光部長（藤原秀一君） 私の方から今のバスの件につきましてお答えさせていただきます。

まずアンケートの結果ですが、これはいろんな項目ありましたので、もし後でその結果をまとめたものを配付させてもらえれば皆様に後でお届けさせていただきますが、いずれその中身の中では通院や買い物などで路線バスを利用していますと、そういう方が一番多うございまして、やはり羽後交通の今までありましたバス路線の代替ということを手段として確保しなければいけないと、そういう答弁の仕方しか今回しておりませんが、細々とした部分もアンケートの中でありましたけれども、おおむね通院・買い物で人数的にはそんなに多くございませんでしたけれども、やはりその地域には代替交通手段というものを考えていかなければならないと思っております。

それで、その手段としまして先ほど答弁しておりますが、無償にするか有償にするかということになるわけなんです、例えばタクシー事業者への運転委託ということになると当然経費の負担というような形になるわけですが、今考えていますのはスクールバスが旧鳥海地域には12台走っておりまして、その混乗ということで青ナンバーを取らずに今のままで地域の皆さんに混乗して乗っていただくと、そういう方法が可能でないかというのが1番に考えておるところなんです、ただ、運転手さんも二種免許の方、一種免許の方でもこのスクールバスの運行はできるわけなんです、やはり安全面を考えた場合に二種免許を取られている方、例えば有償、無償であってもそういうような方法も考えていかなければならないと、今、部では検討しております。

いずれにしても3月に協議会を立ち上げて、そして10月からは代替の運行がスムーズな形でできることを今目指しておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（井島市太郎君） 21番佐藤讓司君、再々質問はありませんか。21番佐藤讓司君。

21番（佐藤讓司君） 来年度から1,900円と言ったんでなかったですか、今。違いますか。来年度は1,700円で、そういうふうな今話したかったんですか。

議長（井島市太郎君） 質問は以上ですか。

21番（佐藤譲司君） いや、質問じゃありません。

議長（井島市太郎君） 答弁漏れですか。

21番（佐藤譲司君） 答弁でなくてそういうふうに、じゃあ来年から、いや間違っ
て言ったんでないかと、でなければもう1回話しますけれども。

議長（井島市太郎君） まず一応再々質問やってください。

21番（佐藤譲司君） はい。

今答弁ございましたけれども、まず1つは業界からの計算書をもらうことができな
かったと。それでほかの方からもらったという話でございましたけれども、各市、各町
によって状況がばらばらでございます。何で由利本荘市の業者からもらわなかったのか。
この資料は市からもらった資料でございます。その中で料金の改定に当たりましては、
市及び許可業者双方がお互いに原価計算をして適正と思われる金額を設定して云々とあ
りますよ。何で業者からもらわなくてほかの市、ほかの町からもらって検討した。私は
見間違いだと思えます。これからもらう意思があるのかないのか、もちろんもらうと思
いますけれども、もらったときには情報公開、何度も言うけれども中身を見せてもらい
たいんですけれども、それが一つ1点。

それから、さっきの答弁の中で、私は1,900円と聞こえたような感じがします。もし
間違っていたらすいませんけれども。

それからもう1点、私は1,700円以内にしていただけないかという願いをしたん
ですけれども、部長の答弁では料金が1,700円に固定という話でした。今までの、合併し
てからわかりませんけれども私たち鳥海地域でもどこでも「以内」になっております。
決まっているとすれば、この前、業者を集めて説明会をしたそうですけれども、その段
階で、私が聞いた範囲ではですよ、「以内」という説明をしたという話を聞いておりま
す。それで私が質問したわけでございます。「固定」と「以内」とは大分話の中でも差
がありますので、その辺を確認したいと思えます。

私の質問3回ですのでこれで終わりますけれども、まずその辺の答弁よろしくお願
いしたいと思います。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） この件に関しては担当部長から答弁させますが...それでは再々質問
に対しまして担当部長からお答えいたします。

議長（井島市太郎君） 松山市民環境部長。

市民環境部長（松山祖隆君） 先ほどの質問でございますが、業界から積算の根拠を
もらわなかったのか、なぜその近隣の町の方からいただいたのかというお話でございます。
業界の方においても当然1,980円という金額を出した以上は、それなりの積算の根拠が
あつてのことでございます。ただ、我々が求めたような明細にわたってのいわゆる積算
の根拠が出てこなかったということでございますので、私どもは私どもの方としていわ
ゆる先進、あるいは近隣の旧由利本荘の町等でなくてほかの方の先進的な町のそれら
を参考にしながら積算の根拠、いわゆる設計図書をつくり上げてそれぞれの単価等を記入
しながら積算の根拠をつくっていったということでございます。その点ひとつご理解
いただきたいと思います。

それから当然、今後業界の方から積算の根拠を求めるのかというお話がありましたけれども、当然我々は積算の根拠を求めてまいりたいと思っております。

それから間違いでないかということでございますが、私もちょっとさきの答弁において間違いだとすれば訂正したいと思っておりますが、平成19年4月からは1,700円という考え方でございます。これにつきましては、先ほどお話しありましたように基本的な料金、それで先ほど市長もお答えいたしましたけれども、その1,700円ですけれども基本的に臨時的なくみ取りをしなければならないような場所、あるいは特にくみ取りする場合において困難を来すような場所については、やっぱりこの1,700円からは金額が多少動くのでないかなと思っております。それらについて、やはりくみ取りする業者の方と再度協議しなければならないと思っておりますので、この「以内」という形についての限定というのはやはりきついかなと思っておりますので、基本料金であるというふうに押さえていただきたいと思います。

それから金額ですが、先ほど1,700円は平成19年度、それから今示しているのは、1,900円は平成20年度からでございますけれども、この件に関しては先ほども申し上げましたけれども見直しについて協議をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、議案第9号から議案第38号まで、及び議案第40号から議案第83号までの74件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。よって提出議案に対する質疑を終結いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第3、提出議案、請願、陳情の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第4、これより平成19年2月5日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙、由利本荘市議会の投開票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

【遠藤書記議場閉鎖】

議長（井島市太郎君） 投票は、広域連合規約により単記無記名投票をもって行います。出席議員は28名であります。

これより選挙を行うのは、広域連合議会議員の市議会議員の区分についてであります。なお、候補者については名簿のとおり7名であります。

これより投票用紙を配付いたします。

【石川次長、鎌田、遠藤、阿部書記投票用紙配付】

議長（井島市太郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

【鎌田書記投票箱確認】

議長（井島市太郎君） 異状なしと認めます。

それでは投票を開始いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に候補者の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

【石川次長の点呼に応じ各議員投票】

議長（井島市太郎君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【遠藤書記議場開鎖】

議長（井島市太郎君） これより開票を行います。

この際、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番今野晃治君、14番高橋信雄君、21番佐藤讓司君の3名を指名いたします。よって、3名の議員の立ち会いをお願いします。

【立会人今野晃治君、高橋信雄君、佐藤讓司君立ち会いの上、
石川次長、阿部書記開票】

議長（井島市太郎君） 開票が終了いたしました。

それでは、投開票の結果を報告いたします。

投票総数28票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。そのうち有効投票28票、無効投票ゼロ票。無効投票率ゼロ％。

有効投票中、各候補者の得票数は、加賀谷千鶴子さん1票、吉岡興君ゼロ票、赤坂光一君ゼロ票、藤原幸作君ゼロ票、竹内睦夫君27票、橋本五郎君ゼロ票、佐藤峯夫君ゼロ票。

以上のとおりであります。

当市議会における広域連合議会議員選挙につきましては、投開票結果の報告のみとなっております。

なお、当選人は、選挙を管理する広域連合事務局で全市町村議会の選挙における得票数を集計し決定となります。

これをもって平成19年2月5日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙、由利本荘市議会の投開票を終了いたします。

議長（井島市太郎君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明9日は委員会、10日、11日は休日のため休会、12日から14日までは委員会、15日、16日は事務整理のため休会、17日、18日は休日のため休会、19日は事務整理のため休会、20日に本会議を再開し、各委員長の審査報告を行い、質疑、討論、採決を行います。また、討論の通告は19日正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段のご配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2時29分 散 会